

株式交換に係る事後開示書面
(会社法 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2020 年 10 月 1 日

株式会社エディア
株式会社一二三書房

2020 年 10 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区一ツ橋 2 丁目 4 番 3 号
株式会社エディア
代表取締役社長 賀島 義成

東京都千代田区一ツ橋 2 丁目 4 番 3 号
株式会社一二三書房
代表取締役社長 辺見 正和

株式会社エディア（以下、エディア）と株式会社一二三書房（以下、一二三書房）は、2020 年 8 月 14 日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下、本株式交換契約）に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、エディアを株式交換完全親会社、一二三書房を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）を行いました。本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
2020 年 10 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - （1）会社法第 784 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
該当事項はありません。
 - （2）会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続きの経過
一二三書房は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2020 年 8 月 14 日、一二三書房の株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社である株式会社エディアの商号及び住所を通知しましたが、同条第 1 項に定める株式買取請求はありませんでした。
 - （3）会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
簡易株式交換のため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、エディアに移転した一二三書房の株式の数は、一二三書房の発行済株式総数 180,000 株から、エディアが所有する一二三書房の株式 120,000 株を除いた、60,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) エディアは、会社法第 796 条第 2 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認手続を経ずに本株式交換を行いました。

(2) 本株式交換により増加したエディアの資本金及び準備金額は以下のとおりです。

資本金 : 0 円

資本準備金 : 会社計算規則第 39 条の規定に従いエディアが定める額

利益準備金 : 0 円

以 上